

# 米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 21 年 10 月 策定  
平成 26 年 9 月 改定  
米沢市

## 目次

1	背景	1
2	対象となる感染症	2
3	流行規模の想定	2
4	目的及び基本方針	4
5	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
6	発生の状態	6
7	行動計画の基本項目	7
8	危機管理体制	10
9	関係機関の役割	19
10	発生段階別対策	21
	前段階の対策	21
	準備期の対策	23
	警戒期の対策	26
	感染対策期の対策	32
	小康期の対策	39
	資料	41

## 1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があることから新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されました。

これは、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、対策の強化を図るものです。

日本では、鳥インフルエンザ（A/H5N1）の人への発症者は確認されていませんが、平成16年以降、山口県、大分県、京都府、宮崎県、岡山県において家きん類に発生した事例や、平成20年、青森、秋田、北海道の野鳥から高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が確認されています。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられています。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会・経済の破綻が危惧されています。

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、日本でも約2千万人が罹患したと推計されています。この新型インフルエンザは、多くの感染者は軽症のまま回復しているという特徴（低病原性）を持ち、想定していた健康被害の程度とは異なるものでしたが、一時的・地域的に医療物資のひっ迫なども見られました。この教訓を踏まえ、対策の実効性をより高めるため特措法が制定されるに至りました。

これを受け、本市においても住民の生命、健康に対する被害の軽減を図るための措置を迅速かつ確実に講じるため「米沢市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を改定し、市としての対策を推進することとします。

## 2 対象となる感染症

感染症法第六条第七項 に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

## 3 流行規模の想定

### （1）感染の規模

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいため、国は米国疾病予防管理センター（CDC）の推計モデルを用いて算出しています。本市においてもその割合を使い想定します。

#### 新型インフルエンザが出現した場合に想定される患者数

区分	米沢市	山形県	全国
感染者数 (人口の 25%)	約 21,900 人	約 300,000 人	約 3,200 万人
外来患者数	約 8,800 人 ～約 17,000 人 中間値 約 12,900 人	約 97,000 人 ～約 22 万 5 千人 中間値 約 16 万 1 千人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人 中間値 約 1,700 万人
入院患者数	約 400 人 ～約 1,400 人 中間値 約 900 人	約 2,700 人 ～約 6,800 人 中間値 約 5,300 人	約 53 万人 ～約 200 万人
死亡者数	約 120 人 ～約 440 人 中間値 約 6280 人	約 700 人 ～約 1,700 人 中間値 約 1,200 人	約 17 万人 ～約 64 万人

平成 25 年 4 月 1 日現在の米沢市推計人口 87,455 人を国の割合に準じて算定

#### ※参考

国の行動 計画	罹患率については、第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の 25% が新型インフルエンザに罹患すると想定した。さらに、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention, 以下「米国 CDC」という。）により示された推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら、2000 年 7 月）を用いて、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人（中間値約 1,700 万人）に
------------	---

	<p>なると推計した。</p> <p>入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2.0%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合の数の上限を推計した。</p> <p>中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人、となった。なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。</p> <p>また、全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者数の発症分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10 万 1 千人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数はさらに増加すると推計された。</p>
<p>県の行動計画</p>	<p>第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき人工の 25%が罹患し、米国疾病管理センターにより示された、流行が 8 週間続くという仮定の推計モデル（FluAid 2.0 及び FluSurge2.0）を適用すると、外来患者が約 97,000 人～約 225,000 人（中間値約 161,000 人）、入院患者が約 2,700 人～約 6,800 人（中間値約 5,300 人）で 1 日あたりの入院患者が最大約 1,000 人、死者が約 700 人～約 1,700 人（中間値約 1,200 人）出るという予測となる。</p>

## （２）日常生活・社会活動への影響

社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があります。

また、住民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足する恐れもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることを予想されます。

## 4 目的及び基本方針

新型インフルエンザ等の発症時期を正確に予知することは困難であり、また、この発生そのものを阻止することは不可能です。

また、交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられません。

さらに、ひとたび国内において新型インフルエンザ等が発生すれば、それほどの時間をおかずに米沢市内での流行も避けられない状況にあります。

このため、発生・流行時に想定される状況を念頭において、発生段階ごとに、当市における行動計画をあらかじめ策定しておく必要があります。

本計画は、関係機関が共通の認識に立ち、市民の不安解消、流行の拡大による市民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、特措法第8条の規定に基づき、国策定の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日策定、以下「政府行動計画」という。）」及び山形県策定の「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月策定、以下「県計画」という。）」との整合性を図りながら、市としての対応策を定めるものです。

### 【目的】

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、市民生活の安定を確保する。

### 【基本方針】

- (1) 的確な情報収集及び市民に対する迅速で正確な情報提供
- (2) 市民に対する適切な予防接種の実施と医療の提供
- (3) 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

## 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、国、県等の行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策に的確かつ迅速な実施をするため、次の点に留意します。

### (1) 基本的人権の尊重

国及び県では、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしています。本市においてもこれを尊重し、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

## **(2) 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であることなどにより、必ずしも措置を講ずる必要がないこともあります。

## **(3) 関係機関相互の連携協力の確保**

市本対策本部は、政府対策本部、山形県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

## **(4) 記録の作成・保存**

市本対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

## 6 発生の状態

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、県計画では発生段階を未発生期から小康期までの6段階に分け状態に応じた対策を実施していますが、市では、これを4段階に分けて対策を実施していきます。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に「3 感染対策期」に移行することもあり得ます。

市の発生段階	県の発生段階	定義（状態）
前段階	1 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
1 準備期 （第一段階）	2 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
2 警戒期 （第二段階）	3 国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態。
3 感染対策期 （第三段階）	4 県内発生・ 感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態。
	5 まん延期	県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態。
4 小康期 （第四段階）	6 小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

## 7 行動計画の基本項目

本市行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階別の具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集と提供」、「(3) 感染予防とまん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」、「(7) 対策本部用務」の7項目に分けて立案します。各項目ごとの主な内容については以下のとおりです。

なお、本市行動計画は事案の発生状況に応じて随時見直しを行うものとします。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、国家の危機管理として取り組む必要があります。

このため、本市は、県及び他の市町村等と連携を図りながら、「米沢市新型インフルエンザ等対策本部」等の枠組みを通じて、全庁一体となった取組を行います。

また、行動計画を作成することとし、その作成に際し、医学・公衆衛生の関係者等から専門的意見を聴くこととします。

### (2) 情報収集と提供

国及び県が発信する情報を速やかに入手することに努め、関係部局間で情報共有します。

住民に最も近い行政主体であることを踏まえ、広報、ホームページ等を活用し必要な情報を的確に提供します。また、住民からの相談受付等の体制を整えます。

### (3) 感染予防とまん延防止

個人・家庭での対応として、日頃から新型インフルエンザ等に関する情報に注意し、正しい知識を身につけ、手洗い・うがい・マスク着用等の基本的な感染対策の徹底を促します。

学校、保育施設等では感染が広がりやすいため、県からの要請に応じて臨時休業を決定し、実施します。

地域や職場においては感染機会を減少させるため、不特定多数の者が集まる集会や催し物等の自粛要請、不要不急の外出の自粛や公共交通機関の利用を自粛します。

### (4) 予防接種

国が示す「予防接種に関するガイドライン」に基づき実施します。

#### ① 特定接種

特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する

ため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種は、医療機関や国民生活・経済の基盤を成すような事業者が最低限の業務を継続しなければ、結局は国民の生命・健康を守ることができず、社会の機能が破たんして、新型インフルエンザ等による損失が倍加するとの考えに基づき、できる限り早い段階でワクチンを接種し、社会そのものを防衛しようとするものです。したがって、新型インフルエンザ等が発生した時には新型インフルエンザ等緊急事態宣言の前であっても、政府対策本部長により接種の実施が指示されることも想定されています。

#### 【特定接種の対象者】

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行うものであって、厚生労働大臣の定める所により厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員。

## ②住民接種

緊急事態宣言がなされた状況下において、特措法第 46 条に基づき「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため」に住民に対して行う予防接種をいいます。

なお、同じ住民に対する予防接種であっても、緊急事態宣言がなされていない状況下で実施される場合には、予防接種法第 6 条第 3 項に基づきいわゆる「新臨時接種」となり、特措法にはよらないこととなります。

#### 【住民接種の優先接種者】

- (a) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- (b) 小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (c) 成人・若年者
- (d) 高齢者（65 歳以上の者）

実際の優先順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性や流行状況等を勘案し、政府対策本部が最終決定します。

### ③住民に対する予防接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

### ④医療関係者に対する要請

県から要請があった場合には、医療関係者に対して必要な協力を要請します。

## (5) 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画し、国や県が行う医療体制の整備に協力します。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、特措法に基づき、事前に十分準備を行います。

## (7) 対策本部用務

対策本部用務としての役割を示し、関係部局が迅速に対応できるようにします。

## 8 危機管理体制

### (1) 米沢市新型インフルエンザ等対策本部

国により緊急事態宣言が発せられた場合、および警戒期以降、市内で感染が確認された場合は米沢市新型インフルエンザ等対策本部条例により米沢市新型インフルエンザ等対策本部は(以下「対策本部」という。)を設置します。また、県内もしくは近県で発生した場合においても必要に応じて設置を検討いたします。

#### ①対策本部の構成

市長を「本部長」、副市長を「副本部長」、庁議の構成員を「本部員」とし、健康福祉部健康課及び総務部総務課に事務局を置く。

対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	庁議の構成員
事務局	健康福祉部健康課及び総務部総務課

#### ②対策本部の所掌事務

- (ア) 対策の決定及び実施に関すること。
- (イ) 情報収集・分析に関すること。
- (ウ) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (エ) その他対策を実施するために必要なこと。

#### ③対策本部会議

対策本部会議は、対策本部の所掌事務に関する方針を決定し、その対策を推進するため必要がある場合は、本部長が副本部長及び本部員を招集し開催する。

### (2) 米沢市新型インフルエンザ等警戒本部

警戒期(国内発生早期：国内で新型インフルエンザ等が発生した状態)に入った場合米沢市新型インフルエンザ等警戒本部設置要綱に基づく、米沢市新型インフルエンザ等警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置します。

#### ①警戒本部の構成

副市長を「本部長」、総務部長及び健康福祉部長を「副本部長」、庁議の構成員を「本部員」とし、健康福祉部健康課及び総務部総務課に事務局を置く。

警戒本部	
本部長	副市長
副本部長	健康福祉部長及び総務部長
本部員	庁議の構成員
事務局	健康福祉部健康課及び総務部総務課

## ②警戒本部の所掌事務

- (ア) 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- (イ) 市民に対する正確な情報提供に関すること。
- (ウ) 感染予防対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (エ) その他警戒本部の設置及び運営に関すること。

## ③警戒本部会議

警戒本部会議は、警戒本部の所掌事務に関する方針を決定し、その対策を推進するため必要がある場合は、本部長が副本部長及び本部員を招集し開催します。

## (3) 業務継続計画

新型インフルエンザ等の発生及び流行に伴い、社会機能が大幅に低下することが予想されます。

想定される業務の混乱に対し、市民生活に必要な行政サービスの継続提供と危機管理対応業務を推進する必要から、実施業務及び指揮命令系統の優先順位等を定め、必要最小限度の執行体制（非常時業務体制）と社会機能の大幅な低下を前提として、物資の製造元、販売元及びこれらをつなぐ流通体制についても、確実な業務を継続するための要素として、既存の供給体制を補完する方法等の検証が必要になります。

また、市は全庁を挙げて市民の生活を守るとともに、市役所機能の維持を確保するために、組織の枠組みを超えた対応が求められることから、市長の判断により、総務部長（人事及び事務管理担当部長）が各所属等に策定を指示し、全体的な調整を図ったうえで、対策本部の承認を得て、「米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）を定めるものとします。

なお、業務継続計画（第1版策定以降）は、対象となる新型インフルエンザの病原性及び毒性、対策本部の設置時期に応じて、従前の職員配置及び継続常務を見直すことにより、健康危機管理事案に対する対応力と即応性を維持するものとします。

## 【業務継続計画作成における必要事項】

### ①業務選定基準

米沢市新型インフルエンザ等対策の対策期には、感染拡大を阻止するため、業務を停止することを余儀なくされる場合においても、以下に該当する業務については、継続するものとする。

なお、以下の基準に該当する業務のほか、各所属の所掌事務に関する問い合わせ等へ対応するため、それぞれ総括業務を位置付ける。

- (ア) ライフラインを維持するために必要な業務
- (イ) 新型インフルエンザ等対策を遂行するために必要な業務
- (ウ) 該当業務を休止することにより、市民等の身体、生命に害を及ぼすおそれがある業務
- (エ) 該当業務を中止することにより、市民等の利益に侵害を及ぼすおそれがある業務
- (オ) 保有する施設の機能低下等を防止するために必要な業務

※休止する業務等については、米沢市新型インフルエンザ等対策の小康期段階以降、機会提供に関して極力救済措置を講ずるものとする。

### ②市内で感染が拡大している場合の主な継続業務

- (ア) 社会基盤施設を維持、管理するための業務
- (イ) 不安解消のための業務
- (ウ) 公衆衛生確保するための業務
- (エ) 家畜防疫のための業務

### ③非常体制の出勤計画

#### (ア) 対象職員

・業務継続計画の策定または見直し指示時点の在職者（休職者、病気休暇、産前・産後休暇、育児休業などを取得している職員を除く）で、非常勤及び臨時職員を含む。（フルタイムで一人とする）

・職員の罹患及び家族の看病等により休暇を取得する職員を想定して、業務継続計画の策定または見直し指示時点の在職者数の 50%を出勤可能人員数とする。

（小数点以下切り捨て）

#### (イ) 計画期間

業務継続計画の策定または見直し指示があった場合は、指示のあった日を基準日として、出勤可能人員数が各課在職者の 50%であることを想定し、通常業務の中から継続すべき業務の業務量を精査し、2か月間（8週間）の継続業務等について選定するとともに、職員の配置を計画する。

	調書作成	提出事項
1	各所属	・実施業務等の選定（継続すべき業務（縮小可能な業務を含む）、停止可能な業務、新たに発生する業務など）
2	部課・室・行政委員会	・内部の均衡調整 ・調整不能の場合は総務課長へ調整依頼
3	総務課長	・庁内の均衡調整 ・調整結果を各部・室・行政委員会へ通知

(ウ) 職員再配置

総務課長は、業務継続計画による業務の継続を優先するため、所属課等から職員の動員要請があった場合は、関係課等との調整を図る。

なお、関係課との調整の結果、同計画に基づく業務継続及び再配置が困難な場合は、継続業務の再設定を行うものとする。

様式1号

### 米沢市業務継続計画(新型インフルエンザ)

( 月 日 ~ 月 日 )

平成 年 月 日現在

所属名		在職者数		必要最小 人員数	
-----	--	------	--	-------------	--

継続しなければならない業務		先送り・休止可能な業務 (1週間~2か月程度)	新たに発生する業務
継続業務	縮小可能な業務		

※ 新たに発生する業務には、現時点で新型インフルエンザ発生により新たに発生が想定される業務を記載すること。

#### **(4) 非常体制における就業基準**

市役所機能の維持を確保するために、職員の配置及び罹患者の扱いに関する非常体制における就業基準を以下のとおり示します。

##### **①職員本人が罹患した場合**

該当職員は、速やかに所属長へ報告し、所属長は総務課長へ報告する。

総務課長は総務部長へ報告する。

該当職員は、「米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成7年米沢市条例第1号）第13条に基づく病気休暇を取得する。

##### **②濃厚接種者として外出自粛要請を受けている場合、又は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく交通の制限又は遮断」の場合**

該当職員は、速やかに所属長へ報告し、所属長は総務課長へ報告する。

総務課長は総務部長へ報告する。

該当職員は、「米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」別表第2第20項に基づく特別休暇を取得する。

##### **③濃厚接触者として停留の措置を受けている場合**

該当職員は、速やかに所属長へ報告し、所属長は総務課長へ報告する。

総務課長は総務部長へ報告する。

当該職員は、「米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」別表第2第20項に基づく特別休暇を取得する。

##### **④保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合**

該当職員は、速やかに所属長へ報告し、所属長は総務課長へ報告する。

総務課長は総務部長へ報告する。

該当職員は、原則として年次有給休暇を取得する。

##### **⑤感染防護資機材の使用開始について**

対策本部の決定により、総務課長は、市民への感染拡大防止対策として、窓口担当職員のマスク着用等、感染防護資機材の使用を指示する。

##### **⑥母性保護と慢性疾患に関する取り扱い**

妊産婦や慢性疾患のあるものは罹患により重症化することが報告されているので、所属長は該当する職員については感染リスクの高い業務への配置を極力避ける。

### (5) 各部業務内容

部	課	業務内容
総務部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康課と連携し、警戒本部及び対策本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>・配置体制、本部命令の伝達に関すること。</li> <li>・各部の取組状況の把握及び連絡調整に関すること。</li> <li>・市有自動車による人員、物資の輸送に関すること。</li> <li>・本庁内の衛生対策に関すること。</li> <li>・各職場での業務の支障に備える応援体制に関すること。</li> <li>・職員等の状況把握及び職員の出勤自粛に関すること。</li> <li>・職員用の防護物品の準備・管理に関すること。</li> <li>・事業継続計画に関すること。</li> </ul>
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急措置関係予算に関すること。</li> <li>・総務部内の業務応援に関すること。</li> </ul>
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部内の業務応援に関すること。</li> </ul>
	納税課	
	契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防対策物品の調達に関すること。</li> <li>・総務部内の業務応援に関すること。</li> </ul>
企画調整部	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書広報課の業務応援に関すること。</li> </ul>
	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長等の秘書に関すること。</li> <li>・広報及び啓発に関すること。</li> <li>・記録資料の収集に関すること。</li> <li>・市民からの問い合わせに関すること。</li> <li>・外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</li> </ul>
市民環境部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人に関すること。</li> <li>・埋火葬許可に関すること。</li> </ul>
	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関すること。</li> </ul>
	環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通対策に関すること。</li> <li>・斎場の円滑な稼働に関すること。</li> <li>・衛生環境の整備に関すること。</li> <li>・交通対策に関すること。</li> <li>・衛生環境の整備に関すること。</li> </ul>
健康福祉部	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅要援護者の状況把握及び支援に関すること。</li> </ul>

	こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関係団体、各種福祉施設等への情報提供及び連絡調整に関する事。</li> <li>・健康課の業務応援に関する事。</li> </ul>
	高齢福祉課	
	健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課と連携し、警戒本部及び対策本部の設置及び閉鎖に関する事。</li> <li>・医師会、福祉事務所等との連絡調整に関する事。</li> <li>・予防接種に関する事。</li> <li>・帰国者・接触者相談センターとの連絡調整に関する事。</li> <li>・感染予防物品等の備蓄に関する事。</li> <li>・米沢市平日夜間・休日診療所にかかる感染防護資機材の調達に関する事。</li> <li>・総務課及び関係部局との連絡調整に関する事。</li> </ul>
産業部	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業の状況把握に関する事。</li> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
	観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設などとの連絡調整に関する事。</li> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
	農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
建設部	土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等の関係施設との連絡調整に関する事。</li> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅入居者の状況把握・対応に関する事。</li> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の安定した運用に関する事。</li> </ul>
会計管理者	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関する事。</li> </ul>
水道部	業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の安定供給に関する事。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	施設課	
市立病院		<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑似症患者および確定患者に対する診療の提供に関する事。</li> <li>・医療従事者の確保、配置に関する事。</li> <li>・外来受診者の受け入れおよび入院病床の確保に関する事。</li> <li>・医療資器材の備蓄・整備に関する事。</li> <li>・他医療機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>

教育委員会 教育管理部	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・学校教育課の業務応援に関すること。</li> </ul>
	社会教育・ 体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・各施設の提供に関すること。</li> </ul>
	文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育・体育課の業務応援に関すること。</li> </ul>
教育委員会 教育指導部	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・各施設の提供に関すること。</li> <li>・学校等への情報提供に関すること。</li> <li>・幼稚園児、児童生徒及び職員の状況把握・対応に関する こと。</li> <li>・学校等への要請・指示に関すること。</li> </ul>
市議会	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡に関すること。</li> <li>・他部局の業務応援に関すること。</li> </ul>
選挙管理 委員会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関すること。</li> </ul>
監査委員	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関すること。</li> </ul>
農業委員会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部局の業務応援に関すること。</li> </ul>

※業務内容はあくまでも目安として必要な業務を柔軟に選択し実施します。

## 9 関係機関の役割＝県行動計画に示されている内容

### (1) 県庁

- ・山形県新型インフルエンザ等対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・国、各都道府県等との連絡調整
- ・県民への情報提供及び県民からの相談への対応
- ・サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集
- ・必要物資の調達
- ・予防接種への協力支援

### (2) 総合支庁

- ・対策本部の設置等、管内における新型インフルエンザ対策の総合調整
- ・管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供

### (3) 保健所

- ・県民からの健康相談への対応及び情報提供
- ・医療体制に関する調整
- ・患者発生時における積極的免疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・感染症に基づく入院勧告に関する対応
- ・管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集

### (4) 衛生研究所

- ・新型インフルエンザ等検査体制整備及び国立感染症研究所との連絡調整
- ・サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析

### (5) 医療機関

- ・診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
- ・帰国者・接触者外来等の設置・運営
- ・症状を有する者に対する診断・治療
- ・抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

### (6) 市町村

- ・市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・住民に対する予防接種の体制整備・実施

- ・学校等との連絡調整
- ・高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・円滑な埋火葬のための体制整備
- ・患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力

#### **(7) 警察**

- ・社会の安全と治安の確保
- ・防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・多数死体取扱いに当たっての措置

#### **(8) 消防**

- ・救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・搬送に係る医療機関、保健所との連携

#### **(9) 指定地方公共機関**

- ・未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

#### **(10) 登録事業者**

- ・未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・発生時における事業の継続

#### **(11) 一般の事業者**

- ・未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・発生時における一部事業の縮小
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

#### **(12) 県民**

- ・情報収集、個人レベルでの感染対策の実施  
（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等）
- ・個人レベルにおける食料品・生活必需品等の備蓄

## 10 発生段階別対策

前段階（未発生期）	新型インフルエンザ等が発生していない状態
-----------	----------------------

目的：発生に備えて体制の整備を行う
-------------------

### （1）実施体制

- ①新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。
- ②業務継続計画の作成及び見直しを行う。
- ③県及び関係機関・団体との連携体制を整備する。
- ④県等と連携し、発生に備えた訓練を実施する。

### （2）情報収集と提供

- ①国及び県、その他の関係機関より新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ②新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページを通じて情報提供を行う。
- ③国及び県からの要請に応じて、相談窓口の設置について検討する。

### （3）感染予防とまん延防止

- ①新型インフルエンザ等流行時、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要である旨周知する。
- ②住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ③新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所に設置）に連絡し、指示を仰いでから受診する、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ④新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品の備蓄を促進する。
- ⑤学校・保育施設、事業所、社会福祉施設、公共機関、公共施設において、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を周知する。
- ⑥市民に対し、自助・共助の観点から備蓄促進をはかるよう啓発・周知活動を行う。

#### **(4) 予防接種**

- ①国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ②特定接種及び住民接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。
- ③医師会や事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、実施の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### **(5) 医療**

- ①県との連携により、地域の実状に応じた医療体制の整備に協力する。

#### **(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

- ①国及び県との連携により、県内発生・感染拡大期、まん延期における高齢者、障がい者等の要援護者の把握と、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等の支援体制の構築について具体的手続きを決めておく。
- ②在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。
- ③県が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。
- ④新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を準備し、または施設及び設備を整備する。

#### **(7) 事務局用務**

- 健康課は、総務課危機管理室及び各関係課と連携し、体制の整備を進める。

目的：国内発生に備えて体制の整備を行う

### （１）実施体制

- ①国が政府対策本部を設置した場合には、国が決定した対策を確認する。
- ②健康課と総務課危機管理室において、警戒本部及び対策本部設置準備を進める。
- ③感染防護資機材を確保する。

職員防護用として、業務継続計画に基づき必要となるマスクや手指の消毒薬などの資材を各所属（人事担当課＝総務課、教育総務課、市立病院総務課）にて確保する。  
この場合、健康課で備蓄している資材を有効に活用する。

### （２）情報収集と提供

- ①国及び県、その他の関係機関より新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ②新型インフルエンザ等に関する海外での発生状況、感染予防及び相談体制等について、広報、ホームページ等を通じて情報提供及び注意喚起を行う。
- ③国及び県からの要請に応じて、相談窓口を設置する。

相談事案	担当所属	受付時間
医療・健康に関すること	健康課	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで
市の体制に関すること	総務課	
各種事業に関すること	各所属	

### （３）感染予防とまん延防止

- ①新型インフルエンザ等に関する情報提供、海外における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等の一次予防の徹底を周知する。
- ②新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応するよう周知する。
- ③まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう周知する。
- ④学校に対し、長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。
- ⑤新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を関係機関に要請する。
- ⑥事業所に対し、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。
- ⑦社会福祉施設に対し、施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発

症した場合の業務継続等の管理体制の確認を行うよう要請する。

- ⑧公共機関・公共施設に対し、県内発生・感染拡大期において、施設の使用制限の要請がなされる場合があることを周知する。

#### (4) 予防接種

- ①国の基本的対処方針を踏まえ、国の指示のもと、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ②国と連携し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を行う。(住民接種)

#### (5) 医療

- ①県が設置を行う、帰国者・接触者相談センターについて、置賜保健所と情報交換を進める。
- ②保健所、市医師会、市立病院等の関係機関と連携をとりながら、医療体制の整備に協力する。
- ③米沢市平日夜間・休日診療所に関する業務継続及び患者向け行動方針の策定について市医師会と協議する。

#### (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- ①新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
- ②県から市を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の件の要請を受け対応する。

#### (7) 事務局用務

所属名	用務	情報収集・提供先
各課共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続を検討する。</li><li>・関係機関の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li><li>・指定管理施設の業務継続を検討する。</li><li>・必要に応じて、所管する指定管理施設へ情報提供をする。</li><li>・各課窓口で相談対応を行う。</li></ul>	
総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康課と連携し、警戒本部及び対策本部設置の準備をする。</li></ul>	

健康課	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務課と連携し、警戒本部及び対策本部設置の準備をする。</li><li>・特定接種及び住民接種の体制を整備し、実施する。</li></ul>	
-----	---	--

<b>警戒期（国内発生早期）</b>	<b>国内で新型インフルエンザ等が発生した状態</b>
<b>目的：感染拡大に備えた体制の整備を行う。</b>	

**（１）実施体制**

- ①国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県の対策を確認する。
- ②警戒本部を設置する。
- ③健康課と総務課危機管理室において、対策本部設置準備を進める。

**【緊急事態宣言時】**

- ①緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- ②国が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県の行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

**（２）情報収集と提供**

- ①国及び県、その他の関係機関より新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ②新型インフルエンザ等に関する国内外での発生状況、感染予防及び相談体制等について、広報、ホームページ等を通じて情報提供及び注意喚起を行う。
- ③相談窓口の開設を継続する。

相談事案	担当所属	受付時間
医療・健康に関すること	健康課	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで
市の体制に関すること	総務部	
各種事業に関すること	各所属	

**（３）感染予防とまん延防止**

- ①新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等の一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。
- ②感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ③まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう周知する。
- ④学校・保育施設及び社会福祉施設の管理者に対し、児童・生徒・教職員及び利用者・職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳症状のある者の早期発見と患者発生時の保健所への速やかな連絡を要請する。

- ⑤ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ⑥公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。

#### **(4) 予防接種**

- ①国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ②住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種（新臨時接種）を開始する。

#### **【緊急事態宣言時】**

- ①住民に対する予防接種については、基本的対処方針を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### **(5) 医療**

- ①帰国者・接触者相談センターの設置について、置賜保健所と情報交換を進める。
- ②保健所、市医師会、市立病院等の関係機関と連携をとりながら、医療体制の整備に協力する。
- ③市の米沢市平日夜間・休日診療所運営に関して、患者向け行動方針の啓発を強化する。

#### **(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

- ①市民に対し、食料品や生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ②事業者に対し、食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。
- ③社会機能の維持に係る事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。
- ④要援護者に対する必要な支援を実施する。
- ⑤遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

#### **【緊急事態宣言時】**

- ①水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ②生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確

保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (7) 警戒本部用務

本部長の指示により、以下の用務を行います。

所属名	用務	情報収集・提供先
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続を検討する。</li> <li>・関係機関の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> <li>・指定管理施設の業務継続を検討する。</li> <li>・必要に応じて、所管する指定管理施設へ情報提供をする。</li> <li>・各課窓口で相談対応を行う。</li> </ul>	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・健康課と連携し、警戒本部を設置する。</li> <li>・対策本部設置について検討する。</li> <li>・相談窓口を開設する。</li> <li>・各所属の業務継続計画を取りまとめ、職員配置の調整及び計画を策定する。</li> <li>・職員用感染防護資機材の調達・配分計画を策定する。</li> </ul>	各所属
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・感染防護資機材等調達費用を調整する。</li> <li>・来庁者(本庁)用感染防護資機材を調達する。</li> </ul>	
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
納税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・対策本部設置に関する記者発表を準備する。</li> <li>・地区への配布回覧継続について地区委員の動向を把握する。</li> </ul>	マスコミ各社
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	

環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・ゴミ収集に関する業務継続計画策定を検討する。</li> <li>・市民バスの運行について検討する。</li> <li>・米沢市斎場及び関係機関等との調整・協議を行う。</li> </ul>	斎場、委託業者
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・所管する業務で把握する在宅要援護者に対して相談窓口を設置して安否確認に努める。</li> <li>・生活保護世帯への感染防護資機材提供を検討する。</li> </ul>	日本赤十字社
こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・保育園・幼稚園・学童保育所・児童センター等の保育施設（以下「保育施設」）の業務継続を検討する。 （保育施設利用者及び市職員の社会機能維持業務従事者の子の保護を検討）</li> <li>・民間保育施設へ情報提供・収集を行う。</li> <li>・市内私立幼稚園への情報提供・収集する。</li> <li>・保育施設利用者の感染防護資機材を調達する。</li> <li>・保護者、保育施設へ情報提供及び協力要請。</li> </ul>	保護者、保育施設、民間保育施設（認可外を含む）
健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・総務課と連携し、警戒本部を設置する。</li> <li>・対策本部の設置について検討する。</li> <li>・相談窓口を開設する。</li> <li>・特定接種及び住民接種を実施する。</li> <li>・帰国者・接触者相談センターについて関係機関と情報交換を行う。</li> <li>・米沢市平日夜間・休日診療所にかかる感染防護資機材を調達する。</li> <li>・マスクや消毒液等の備蓄を検討する。</li> </ul>	県、置賜保健所、市医師会
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・所管する業務で把握する要援護者に対して相談窓口を設置して安否確認に努める。</li> <li>・市内の介護保険事業者の動向を把握する。（情報収集・情報提供）</li> </ul>	高齢者施設事業者 介護保険事業者

商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>市内の事業所等の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> </ul>	市内の事業所等
観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>市内の観光施設の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> </ul>	
農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。</li> </ul>	JA
土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> </ul>	
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> </ul>	
建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> </ul>	
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>ライフライン機能維持のため要員を確認する。</li> <li>委託業者等との連携体制を確認する。</li> <li>物資を確保する。</li> </ul>	
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> </ul>	
水道部 業務課 施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>浄水施設における物資を確保する。</li> <li>ライフライン機能維持のため要員を確認する。</li> <li>委託業者との連携体制を確認する。</li> </ul>	
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>医療機関機能維持のため要員を確認する。</li> <li>病院内で使用する感染防護資機材を調達する。</li> </ul>	
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>学校及び教育施設関係の情報を収集する。</li> <li>教育委員への情報提供を行う。</li> </ul>	県教育委員会、市教育委員
社会教育 体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>各コミュニティセンター等の業務継続を検討する。</li> <li>各コミュニティセンター等の感染防護資機材を調達する。</li> <li>社会教育施設及び体育施設の業者継続を検討する。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行状況の把握に努め、利用者に社会教育施設及び体育施設の一時休止等の対応策を事前に周知する。</li> </ul>	
文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・文化芸術施設の業務継続を検討する。</li> </ul>	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・発生地域の教職員動向について情報収集する。</li> <li>・児童、生徒、教職員の健康状態を把握する。</li> <li>・県教育委員会より情報収集する。</li> <li>・休校措置に関して情報収集する。</li> <li>・行事の縮小に関して情報収集する。</li> <li>・小学校、中学校との連絡調整を図る。</li> </ul>	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・市議会議員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	市議会議員
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・選挙管理委員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	選挙管理委員
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・監査委員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	監査委員
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・農業委員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	農業委員

感染対策期（県内発生・感染拡大期、まん延期） 県内・市内で患者が発生している状態

目的：①健康被害を最小限に抑える  
②医療機能、社会機能への影響を最小限に抑える

### （１）実施体制

- ①国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県の対策を確認する。
- ②警戒本部を継続して運営する。
- ③県内での発生が確認された場合、対策本部設置を検討する。
- ④市内での発生が確認された場合ただちに対策本部を設置する。

#### 【緊急事態宣言時】

- ①緊急事態宣言がなされた場合、速やかに対策本部を設置する。
- ②国が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県の行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

### （２）情報収集と提供

- ①国及び県、その他の関係機関より新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ②新型インフルエンザ等に関する県内外での発生状況、感染予防及び相談体制等について、広報、ホームページ等を通じて情報提供及び注意喚起を行う。
- ③相談窓口の体制を強化する。

相談事案	担当所属	受付時間
医療・健康に関すること	健康課	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで (状況に応じ休日対応)
市の体制に関すること	総務部	午前 8 時 30 分から
各種事業に関すること	各所属	午後 5 時 15 分まで

### （３）感染予防とまん延防止

- ①新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内・市内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等の一次予防の徹底を周知する。また、可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。
- ②感染・発病が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で問い合わせ、指示に従って帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ③まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう周知する。
- ④学校・保育施設及び社会福祉施設の管理者に対し、児童・生徒・教職員及び利用者・

職員の健康状態の把握に努め、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防の徹底を図るとともに、発熱、咳症状のある者の早期発見と患者発生時の保健所や市、市教育委員会への速やかな連絡を要請する。

- ⑤事業所及び社会福祉施設、公共機関・公共施設に対して、不要不急の会議、研修、イベント、旅行等の自粛を協力要請する。
- ⑥公共機関・公共施設に対して、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。

#### **(4) 予防接種**

- ①国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ②住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、関係者の協力を得て、住民接種(新臨時接種)を開始する。

##### **【緊急事態宣言時】**

- ①住民に対する予防接種については、基本的対処方針を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### **(5) 医療**

- ①帰国者・接触者相談センターの状況について、置賜保健所と情報交換を進める。
- ②地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間等について住民への周知を図る。
- ③状況に応じて、米沢市平日夜間・休日診療所の診察時間を調整する。

##### **【緊急事態宣言時】**

- ①国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

#### **(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

- ①市民に対し、食料品や生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ②事業者に対し、食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。
- ③社会機能の維持に係る事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。
- ④要援護者に対する必要な支援を実施する。
- ⑤遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

### 【緊急事態宣言時】

- ①水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ②生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を国、県からの確保要請を受け対応する。
- ④国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見まわり、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

### （7）対策本部用務

本部長の指示により、以下の用務を行います。

所属名	用務	情報収集・提供先
各課共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画に基づく対応。</li><li>・関係機関の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li><li>・指定管理施設の業務継続を検討する。</li><li>・必要に応じて、所管する指定管理施設へ情報提供をする。</li><li>・各課窓口で相談対応を行う。</li></ul>	
総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・各課共通用務の実施。</li><li>・相談窓口を継続する。</li><li>・業務継続計画に基づき職員のサービスについて調整する。</li><li>・必要に応じて、業務継続計画の職員配置を調整する。</li><li>・必要に応じて、職員用感染防護資機材を配布する。</li><li>・必要に応じて、全所属に窓口担当職員のマスク着用等を指示する。</li><li>・必要に応じて、防災備蓄資機材の配布を行う。</li><li>・対策本部事務局運営を行う。</li></ul>	各所属
財政課	<ul style="list-style-type: none"><li>・各課共通用務の実施。</li><li>・来庁者（本庁）用感染防護資機材を調達する。</li><li>・本庁舎出入口に手指消毒薬を設置する。</li></ul>	
税務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・各課共通用務の実施。</li></ul>	

納税課	・各課共通用務の実施。	
契約検査課	・各課共通用務の実施。	
総合政策課	・各課共通用務の実施。	
秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・対策本部設置等に関し、報道機関へ情報提供する。 (窓口機能)</li> <li>・市民へ情報提供する。(広報よねざわ号外、米沢市ホームページ)</li> <li>・(株)ニューメディアとの災害時相互応援協定によりラジオ、テレビによる情報提供を行う。</li> <li>・地区への配布回覧継続について地区委員の動向を把握し、状況により感染拡大防止のため地区回覧を休止する。</li> </ul>	
市民課	・各課共通用務の実施。	
国保年金課	・各課共通用務の実施。	
環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・ゴミ収集に関する業務継続計画策定を検討する。</li> <li>・市民バスの運行について検討する。</li> <li>・米沢市斎場及び関係機関等との調整・協議を行う。</li> <li>・市民向けにゴミ収集に関する情報発信を行う。</li> </ul>	斎場、委託業者
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・所管する業務で把握する要援護者に対して相談窓口を設置して安否確認に努める。</li> <li>・生活保護世帯への感染防護資機材提供を検討する。</li> </ul>	日本赤十字社
こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・園児の健康状態を把握する。</li> <li>・保護者、保育施設へ情報提供及び協力を要請する。</li> <li>・県より休業要請があった場合、または、市の判断 (当該施設で感染者が多数発生した場合)により保育施設を休止する。 (保育施設利用者及び市職員の社会機能維持業務従事者の子を保護する)</li> <li>・必要に応じて、民間保育施設へ情報提供及び休止要請を行う。</li> </ul>	保護者、民間保育施設(認可外を含む)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する保育施設へ感染防護資機材を配布する。</li> <li>・市内私立幼稚園への情報提供・収集する。</li> <li>・保育施設を休止する場合、保護者へ保育施設休止を通知する。</li> <li>・保育施設利用者の健康管理を支援する。</li> </ul>	
健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・相談窓口を継続する。</li> <li>・特定接種及び住民接種を実施する。</li> <li>・帰国者・接触者相談センターについて関係機関と情報交換を行う。</li> <li>・対策本部事務局運営を行う。</li> <li>・米沢市平日夜間・休日診療所にかかる感染防護資機材を配布し、診療時間等の運営について検討する。</li> <li>・マスクや消毒液等を調達する。</li> </ul>	県、置賜保健所、市医師会
高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・所管する業務で把握するハイリスク者に対して相談窓口を設置して安否確認に努める。</li> <li>・市内の介護保険事業者の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> <li>・必要に応じて、介護保険事業者に情報提供及び施設の休止を要請する。</li> </ul>	高齢者施設業者 介護保険事業者
商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・市内の事業所等の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> </ul>	
観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・市内の観光施設の動向を把握する。(情報収集・情報提供)</li> </ul>	
農林課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> <li>・国・県の指示により、検査・消毒・家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を講じる。</li> </ul>	
土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	
建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課共通用務の実施。</li> </ul>	

下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>ライフライン機能維持のため要員を確認する。</li> <li>委託業者等との連携体制を確認する。</li> </ul>	
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> </ul>	
水道部 業務課 施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>ライフライン機能維持のため要員を確認する。</li> <li>委託業者との情報提供・注意喚起を行う。</li> </ul>	
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>医療機関機能維持のため要員を確認する。</li> <li>感染防護資機材を調達する。</li> <li>外来患者の受け入れ、入院病床の確保を維持する。</li> </ul>	
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>学校及び教育施設関係の情報を収集する。</li> <li>教育委員への情報提供を行う。</li> </ul>	県教育委員会、教育委員
社会教育・ <u>体</u> <u>育</u> 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>社会教育施設及び体育施設との連絡調整を図る。</li> <li>社会教育施設及び体育施設を休止する。</li> </ul>	
文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>文化芸術施設との連絡調整を図る。</li> <li>文化芸術施設を休止する。</li> </ul>	
学校教育課 <u>教育研究所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>県の要請、または市の判断のより、学級閉鎖及び休校措置を実施する。</li> <li>発生地域の教職員動向について情報収集する。</li> <li>児童、生徒、教職員の健康状態を把握する。</li> <li>県教育委員会より情報収集する。</li> <li>小学校、中学校との連絡調整を図る。</li> </ul>	
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>市議会議員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	市議会議員
選挙管理委 員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>選挙管理委員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	選挙管理委員
監査委員事 務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課共通用務の実施。</li> <li>監査委員への情報提供及び安否確認に努める。</li> </ul>	監査委員

農業委員会 事務局	・各課共通用務の実施。 ・農業委員への情報提供及び安否確認に努める。	農業委員
--------------	---------------------------------------	------

目 的：社会機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

**（１）実施体制**

- ①国及び県の体制の縮小等の方針に応じて、対策本部の体制を検討する。
- ②国による緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を解散する。
- ③新型インフルエンザ対策の各段階の対策を評価するとともに、行動計画及び対応マニュアルを見直す。
- ④流行の第二波に備えた体制について検討する。

**（２）情報収集と提供**

- ①国及び県、その他の関係機関より新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- ②新型インフルエンザ等に関する発生状況、流行の第２波に備えた相談体制及び医療体制等について情報提供を行う。
- ③状況を見ながら、相談窓口等を縮小する。

**（３）感染予防とまん延防止**

- ①第２波に備えた感染防止対策の維持について要請する。

**（４）予防接種**

- ①流行の第２波に備えて、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を進める。

**【緊急事態宣言時】**

- ①国及び県と連携し、特措法４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**（５）医療**

- ①保健所、市医師会、市立病院等の関係機関と連携をとりながら、医療体制の見直しを行う。
- ②米沢市平日夜・休日診療所を通常体制へ移行する。

**（６）市民生活及び地域経済の安定の確保**

- ①事業者に対して、小康状態においても感染防止策の徹底を要請する。
- ②要援護者に対する必要な支援を実施する。

**【緊急事態宣言時】**

- ①国及び県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。



## 資 料

### 山形県インフルエンザ等行動計画（抜粋）

予防接種対象者関連

## VII 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

#### B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業(通所、短期入所を除く)、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		施設		
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			の確保	
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			用水の安定的・適切な供給	
下水道業	一	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPGガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

**(2) 特定接種の対象となり得る地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—

勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

### 区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務